

令和7年12月19日、「令和8年度税制改正大綱」が発表されました。この改正のうち中小企業・個人に関する主な改正は以下の通りです。

### ● 所得税・住民税の人的控除の改正 個人：減税

令和7年分の所得税について、基礎控除等の人的控除が改正されます。配偶者控除、扶養控除、本人が学生等の勤労学生控除も拡充されます。

(万円)	R7	R8~9
① 給与所得控除額（最低額）	65	74
② 基礎控除額（所得に応じ減額あり）	95	104
③ 扶養親族等の所得要件	58 以下	62 以下
④ 特定扶養親族特別控除の所得要件 (控除額)	58 超～123 以下 (63～3)	62 超～123 以下 (63～3)
⑤ 勤労学生控除の所得要件	85 以下	89 以下

給与収入のみの場合、本人非課税となる限度額①+②は178万円に、扶養控除対象となる限度額①+③が136万円に改正なります。

### ● 消費税インボイスの経過措置の見直し 法人・個人：減税

消費税インボイス制度の導入時設けられた経過措置が、延長等の見直しがされます。

#### ■ 小規模個人事業者の経過措置

基準期間（前々事業年度）の課税売上高が1000万円以下の事業者は、納付税額を課税売上高の一定割合とすることができます。改正されるのは個人事業者のみで、法人については改正ありません。

納付税率	R8	R9～R10	R11～
改正前	2%	特例なし	特例なし
改正後	2%	3%	特例なし

#### ■ 免税事業者からの課税仕入に関する経過措置

インボイスなしの支払であっても、消費税相当額に一定の控除割合を乗じて、税額控除することができます。

控除可能割合	～R8.9	R8.10 ～R10.9	R10.10 ～11.9	R11.10 ～12.9	R12.10 ～13.9	R13.10～
改正前	80%	50%	50%	0%	0%	0%
改正後	80%	70%	50%	50%	30%	0%

### ● その他の改正

- 中小企業の少額減価償却資産の損金算入の特例について、対象資産を1個40万円未満に引き上げ（現行：30万円未満）し、適用期限をR10年度まで3年延長（年間合計は300

万円以下で変更なし)

- ・住宅ローン控除を拡充（省エネ性能の高い中古住宅の控除期間・借入限度額等）し、適用期限をR12年まで5年延長
- ・NISA つみたて投資枠の拡充（18歳未満対象年齢の撤廃等、R9年以後）
- ・暗号資産の分離課税化（暗号資産取引業者に対して特定暗号資産を譲渡等した場合のみ）
- ・貸付用不動産の相続税評価方法の見直し（5年内に取得等した一定の貸付用不動産、R9年以後）

### ■税務カレンダー

	内容	備考
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月16日

（注） 法人税・消費税の確定申告期限は、決算日より原則2ヶ月

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。